

○ 財務省告示第百六十八号
平成二十七年五月十五日より告示する。昭和五十七年大蔵省令第三十号（第五条第一項の規定に基づき、）第十一項の規定に基づき、
平成二十七年四月十五日以降に発行した利付国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の規定による。

二　一　　行平省
の法發号名　　条件等を次年のとおり告示する。
條律行稱及　　平成二十七年五月十五日
項及の根　　とおり告示する。
び根　　平成二十七年四月十五日
そ拠記　　とおり告示する。
の法發号名　　平成二十七年五月十五日
條律行稱及　　とおり告示する。
項及の根　　とおり告示する。
そ拠記　　とおり告示する。

四　三
發行方法の適用振替法の適用

て価のし定あ争争う札価振の以律社第年別第関図財十利
得格決、めつ入入。へ格替適下（平成十三年法律第十七号）
らを定価らて札札に以を機用一振替法」といふ。
れ募を格れ、と發よる競争は受け
る入受競た価額け争格にと行
価格にた入率競にと行
をよ各札争行いへ
そり申にそ入わう以争て行の
の加込お札れ。下入行とと
發重みいのにる、「札わすし。
行平のて利お入価価」れる、の
価均応募率い札格格とる。そ規
格し募入とてで競競い入の定。

五

ハ 口 イ

方 募

入価・別債行争非者特国札非 札格第参市及入価・別債発競 発競Ⅱ加場び札格第参市行争 行争非者特国発競I加場入	入価法入 札格決 発競定 行争の
---	---------------------------

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を圃別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競と
入場も加、た価格国定特あ争争す
札特の者財後格競債め別つ入る
発別にご務に競争市る参て札札も
行参よと大行争入場も加、と發の
一加るに臣わ入札特の者財同行に
と者発応がれ札發別にご務時によ
い・行募各るの行参よと大にとる
う第へ限國る募一加るに臣行い發
。Ⅱ以度債入と者発応がわう行
非下額市札のい・行募各れ。(以
価一を場で決う第へ限國る、
格國定特あ定。I以度債入価
競債め別つを及非下額市札格非

十 口 イ 一	十八	振額最	二	ハ 口
行争非者特国札非入価發	替	低行争非者特国行争非者特国札非入		
及入価・別債發競札格行行	額	入価・別債入価・別債發競札		
び札格第参市行争發競価	単	札格第参市札格第参市行争發		
国發競I加場、入行争格日	位	發競II加場發競I加場入行		
八額以額	平す額の振	五	七	千千四十
厘面上面	成るの記替	万	百	円七億八
金の金	二。整載法	円	八	百五万
額そ額	十数又の		十	四千円
百れ百	倍は規		四	十六
円ぞ円	年の記定		億	四十二
にれに	四金録に		八	億二
つのつ	月額はよ		百	四万
き応き	十に、る		五	千
百募百	五よ最振		万	三円
円価円	日る低替		四	十九
十格十	も額口		千	万
三三	の面座		円	六
錢錢	と金簿			

十九
八
七
六
五

十
四

払者入払元償償
込札場利還還
期参所金金期
日加支額限
子以

十
三
二

初利入価・別債
期札格第参市
利発競Ⅱ加場
子率行争非者特

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二大銀金二をそ払四
十七臣行額十支の期月
から百九払日と十
年円年う以し五
四通に四。前、日
月知つ月六各及
十をき十月支び
五受百五間払十
日け円日に期月
た者屬に十
すお五
るい日

規下は期た期平年
額面金額× $\frac{0.1}{100 \times 2}$ 定、が金と成○
す次そ銀額し二。
る号の行を、十一
期及翌休支次七パ
日び営業払の年一
に第業う算十セ
つ十日。式月ン
い五ににたに十ト
て号支當だよ五
同に払たしり日
じおうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払